

# 福岡市公報

令和7年3月31日 第7132号(別冊6)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市市税帳票等様式規則の一部改正(第32号) .....	1
○福岡市収入証紙条例施行規則の一部改正(第33号) .....	1
○福岡市会計規則の一部改正(第34号) .....	2
○福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部改正(第35号) .....	3

## 規 則

福岡市市税帳票等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第32号

福岡市市税帳票等様式規則の一部を改正する規則

福岡市市税帳票等様式規則(平成17年福岡市規則第58号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第70号中「第60条第1号ア」を「第60条第1号ア及びウ」に、「第60条第1号ウ」を「第60条第1号エ」に、「第60条第1号エ」を「第60条第1号オ」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第33号

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市収入証紙条例施行規則(昭和39年福岡市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号エ中「創業支援課」の次に「及びグローバルスタートアップ推進課」を加え、同号オ中「住宅都市局公園部運営課」を「住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営

課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第34号

福岡市会計規則の一部を改正する規則

福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中第39号を第40号とし、第38号の次に次の1号を加える。

③ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく妊婦支援給付金  
第45条第13号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

別表第1 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表市民局男女共同参画部女性活躍推進課長の項及び経済観光文化局創業推進部創業支援課長の項を削り、同表住宅都市局住宅部住宅管理課長の項及び住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課長の項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改め、同表住宅都市局公園部運営課長の項中「住宅都市局公園部運営課長」を「住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課長」に改める。

別表第1 3 消防局の表防災センター館長の項中「管理係長」を「市民啓発係長」に改め、同表消防署の課長の項中「課長」を「予防課長」に、「庶務担当の係長」を「庶務担当係長」に改める。

別表第2 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表こども未来局子育て支援部指導監査課長の項の次に次のように加える。

こども未来局子育て支援部こども発達支援課長	障がい児支援係長	こども未来局子育て支援部こども発達支援課及び障がい児事業所指導課所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
-----------------------	----------	--

別表第2 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表福祉局総務企画部政策推進課長の項を削り、同表福祉局障がい者部障がい企画課長の項中「障がい者支援課及び障がい福祉課」を「障がい在宅福祉課及び障がい施設福祉課」に改め、同表福祉局障がい者部障がい者支援課長の項中「障がい者支援課長」を「障がい在宅福祉課長」に、「障がい者支援課の」を「障がい在宅福祉課の」に改め、同表福祉局障がい者部障がい福祉課長の項中「障がい福祉課長」を「障がい施設福祉課長」に、「指定指導第1係長」を「施設指導第1係長」に、「障がい福祉課の」を「障がい施設福祉課の」に改め、同表環境局環境政策部課長（環境経営推進担当）の項を削り、同表環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課長の項中「及び脱炭素事業推進課」を「課長（環境経営推進担当）及び脱炭素事業推進課」

に改め、同項の次に次のように加える。

環境局脱炭素社会推進部課長（環境経営担当）	主査（計画改定担当）	環境局脱炭素社会推進部課長（環境経営推進担当）の所管に係る物品（使用中のもの及び金券類を除く。）の出納保管
-----------------------	------------	---

別表第2 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表経済観光文化局文化まつり振興部まつり振興課長の項中「課長（屋台の魅力向上担当）」を「屋台課」に改め、同表農林水産局総務農林部農業振興課長の項中「農業振興課長」を「農業政策課長」に、「課長（イノシシ等地域営農対策担当）」を「課長（農業振興・イノシシ等対策）」に改め、同表住宅都市局総務部総務課長の項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改め、同表住宅都市局都市計画部交通計画課長の項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に、「交通計画課及び」を「交通計画課、地域交通課及び」に改め、同表住宅都市局住宅部住宅管理課長の項から住宅都市局一人一花推進部一人一花推進課長までの項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

別表第2 2 事業所の表精神保健福祉センター副所長の項の次に次のように加える。

保健所の課長	庶務担当係長	当該課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
--------	--------	------------------------------

別表第2 2 事業所の表保健所地域衛生部東衛生課長の項から保健所地域衛生部西衛生課長までの項を削る。

別表第2 3 消防局の表防災センター館長の項中「管理係長」を「市民啓発係長」に改める。

別表第2 4 行政委員会等の表教育委員会事務局教育支援部教育支援課長の項中「高校教育課」の次に「、課長（高等教育検討担当）」を加え、同表発達教育センター所長の項中「及び教育委員会事務局指導部課長（特別支援学校開校準備等担当）」を削る。

別表第3 1 東区役所等の表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第3 2 博多区役所等の表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第3 3 中央区役所等の表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第3 4 南区役所等の表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第3 5 城南区役所等の表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第3 6 早良区役所等の表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第3 7 西区役所等の表保健福祉センター健康課長の項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

**福岡市規則第35号**

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則

福岡市会計帳簿諸表等様式規則（昭和39年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第20号の3から様式第20号の5までを次のように改める。



様式第20号の4及び様式第20号の5 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。